

認定特定非営利活動法人多摩草むらの会

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ること によって、全ての社員がその能力を発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年5月1日～令和6年4月30日までの3年間

2. 内容

目標1： 計画期間内の育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員 ... 計画期間中に1人以上取得すること。
女性社員 ... 取得率を80%以上にする。

対策： 育児休業制度や運用について事業所向け文書の作成や管理職向け研修の実施など社員への育児休業制度の周知徹底。育児休業取得者の潤滑な職場復帰のため、職場と育児休業取得者との間の情報交換について具体的に検討。

目標2： 小学3年生未満の子を持つ社員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

対策： 短時間勤務制度や運用について事業所向け文書の作成や管理職向け研修の実施など社員への育児休業制度の周知徹底。

目標3： 年次有給休暇の取得日数を一人当たり8日以上とする。

対策： 有給休暇取得の実態調査
有休計画的付与の徹底、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取り組み開始。

特定非営利活動法人多摩草むらの会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

| |
|---------------------------|
| 目 標 点・事業所長格の女性労働者を1人以上増やす |
|---------------------------|

取組内容 令和4年4月～ 各事業所内における女性労働者の配置拡大と

多様な職務経験の付与を実施する

令和4年10月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う